～65歳以上の方の介護保険料が変わります～

保健福祉課

今回の見直しは10月からの消費税引き上げによる低所得者への負担軽減対策として、第1段階と第3段階の保険料の負担割合及び保険料が減額となりました。

みなさんにご負担いただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。必要なときに必要なサービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力をおねがいします。

介護保険料は次のように決まります

保険料基準額 72,000円(年額) ＝ 今金町で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担割合 23% ÷ 今金町に住む65歳以上の方の人数

この基準額をもとに、所得によって分かれます（令和元年度～令和２年度）

所得段階	対象となる方	負担割合	保険料【年額】
第１段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者※1で、世帯全員が町民非課税の方 ・世帯全員が町民非課税の方で、前年の合計所得金額※2と課税年金収入額※3の合計が80万円以下の方	基準額×0.45 ↓ 基準額×0.375	**(変更前)** **32,400円** ↓ **(変更後)** **27,000円**
第２段階	世帯全員が町民非課税で、前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.625	45,000円
第３段階	世帯全員が町民非課税で、前年の合計所得と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75 ↓ 基準額×0.725	**(変更前)** **54,000円** ↓ **(変更後)** **52,200円**
第４段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	64,800円
第５段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	72,000円
第６段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	86,400円
第７段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	93,600円
第８段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	108,000円
第９段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	122,400円

※1　老齢福祉年金：Ｔ５．４．１までに生まれた方の一部が対象になる年金で、一般的な老齢年金とは異なります。
※2　合計所得金額：収入金額から必要経費相当額を控除した額をいいます。年金収入のみの方は年金収入額から公的年金控除額を引いた額をいいます。
※3　課税年金収入額：老齢退職年金などの収入額をいいます。障害年金や遺族年金は税法上非課税扱いとなり、この収入額には含まれません

国民健康保険税の改正のお知らせ

1．課税限度額が変わりました。

・国民健康保険税の医療分に係る課税限度額が次のとおり引き上げました。

	課税区分			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
改正前	58万円	19万円	16万円	93万円
改正後	61万円（＋３万円）	改正無し	改正無し	96万円（＋３万円）

2．軽減対象世帯を判定する所得控除額を引き上げました。

・５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯を判定する所得控除額を次のとおり引き上げ、軽減対象世帯を拡大しました。

軽減区分		改正内容
５割軽減	改正前	基礎控除額（33万円）＋27.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
	改正後	基礎控除額（33万円）＋28万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
２割軽減	改正前	基礎控除額（33万円）＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）
	改正後	基礎控除額（33万円）＋51万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

3．令和元年度の国民健康保険税率は据え置きです。

・令和元年度の国民健康保険税率は次のとおり平成30年度から据え置きとなりました。

税区分		令和元年度税率【前年度から据え置き】
医療分	所得割	6.30％
	均等割＊１	31,140円
	平等割＊２	21,580円
後期高齢者支援金分	所得割	2.10％
	均等割＊１	9,320円
	平等割＊２	6,460円
介護納付金分	所得割	1.50％
	均等割＊１	9,400円
	平等割＊２	4,870円

＊１．均等割は一人当たり金額です。
＊２．平等割は一世帯あたり金額です。
※上記金額に対し各種減免等の制度があります。

【問合せ】
保健福祉課　保険・医療グループ（☎82-2780）